

今月の
テーマ

金融リテラシー “生命保険編” Part.3 【続：収入保障保険編】

先月号で生命保険を考える上で、公的な保障制度の理解なくして語れない旨を解説したが、結構な反響があった。それで分かったことは、公的な保障制度の金額どころか、その存在や仕組みすら多くの人に理解されていないということだ。誰もが加入する公的な年金制度や健康保険制度であるが、サラリーマンの方であれば、問答無用でお給料の中から控除されているにもかかわらず、その内容を知らない、いや知らされていないのか…?!身に付けるべき「金融リテラシー」の中でも最重要と言っても良い問題だ。何故なら、社会保障制度に加入しているということは、ある意味「生命保険」の一部を担っている事もある。これを考慮せずに生命保険の加入は、重複契約という形で無駄な保険料負担につながるからだ。本来であれば、生命保険の解説の前にあって然るべきものであるが、ここで脱線してしまうと收拾がつかなくなってしまいそうなので、改めて解

説の機会を作るが、誰もが知っておかなければならぬことだけは、今ここで強調しておこう。今月は収入保障におけるプラスαの部分を解説しようとしているが、避けては通れない、セットでの理解が必要なものがある。

- ① 団信（団体信用生命保険）
- ② 高度障害とは
- ③ 身体障害者福祉法
- ④ 就業不能保障保険
- ⑤ 所得補償保険

これらの商品・制度のそれぞれの“目的”と“守備範囲”的違いを理解することは、各世帯の生活環境や事情に照らし合わせた保険商品選択にどうしても必要な情報であり、「収入保障保険」加入における是非の判断にもつながるものである。またまた脱線しているとの声も聞こえてきそうだが、避けて通るわけにはいかないのである。個別に勉強するよりも、関連することに繋げて勉強した方が頭に残るというものだ…。

生活 知恵袋

Vol.149

生活に
何かと役立つ
連載コラム



齋藤 廣勝

(さいとう ひろかつ)

株式会社トータルライフサポート
代表取締役

・CFP®サーティファイドファイナンシャルプランナー
・1級ファイナンシャルプランニング技能士
・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師
・住宅ローンアドバイザー
・金融広報アドバイザー

そもそも生命保険

日本における生命保険の起源

は明治時代に福沢諭吉がヨーロッパの『近代的保険制度』を紹介したことがあつかけだが、その当

時は人の生死によって金儲けをするのが“誤解され”、縁起でもない“嫌われもした時代”だった。その後、戦争（日清戦争・日露戦争）で出兵し亡くなつた兵士の遺族に保険金が支払われたこと

で市民権が得られたのかもしれない。

万が一に備える“遺族を守るために”生命保険“という点では、今まで昔も変わりはない。長寿大国日本では平均寿命の伸びに伴い、介護等における経済的負担の増加も大きな社会問題となつてゐる。最後は迷惑をかけず、苦しまずにして逝くことを望みたい。不謹慎な言葉ではあるが、いわゆる“びんびんコロリ”だ。余談ではあるが、最近のテレビ番組で「ぱつくり寺」なるものが全国各地に存在していることを知つた。これまた縁起でもない寺のようだが、お参りすると無病息災になり、健康体のまま天寿を全うできると言われているようだ。長寿により、死のあり方について考える人も多くなつてゐる。どうだがこればかりは願い通り生命保険だ。今までこそ当たり前生命保険ではあるが、その役割は生死に止まらず、ある意味“生きそ、不測の事態に備える”それが生命保険だ。今までこそ当たり前生命保険ではあるが、その役割は生死に止まらず、ある意味“生き

保険と暮らしの相談センター

あなたの夢の実現へのお手伝い!!

相談
メニュー

✓家計の総合診断（ライフプラン）
✓保険加入・見直し（生命保険・損害保険）
✓住宅取得、住宅ローンの見直し
✓子どもの教育資金計画
✓年金・老後資金計画

相談料は
無料です!!

TLS

total life support

募集代理店

株式会社
トータルライフサポート

〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22

●営業時間／9:30~18:00(土・日・祝9:30~17:00)

●定休日／水曜日

TEL 018-827-7611

Fax 018-827-7610

URL <http://tls-akita.co.jp>



詳細はホームページでもご覧いただけます。

るための保険“としての位置づけも大きくなっている。とりわけ、現役世代での障害・介護状態は深刻だ。生計の維持に加え、本人はもとより家族に係る負担は想像を絶するものがある。かつて、日本の家族構成は多世代同居によって支え合ってきたが、近年の少子高齢化や核家族社会においては、生死を前提とした保障を超えて生き障りを意識しなければならない。

収入保障保険プラス

おさらいすると、収入保障保険は、被保険者に万が一のことがあった場合の家族の生活費や子供の教育費などに備えるためのもので、終身保険定期保険と同じ分類であるが、支払われ方が「毎月〇〇万円」という具合に契約した期間まで受け取るという仕組みになつていて。今月解説するのは、基本契約としての収入保障保険が、「死亡・高度障害」を原因とする支払に加え、「身体障害者法・国民年金法」に定める一定の障害者等級に認定された場合に保険金が支払われる。さらには、公的介護保険制度に連動し、一定の要介護状態に認定された場合に支払うといふものだ。

では、「このプラス(障害状態要介護状態)の保障の必要性はどこにあるのだろうか?」先に「ぴんぴんコロリ」などと不謹慎なことを述べたが、実際問題として死は免れたとしても、障害や介護状態で仕事を失うなどのアクシデントがあつた場合等、ある意味では死ぬことよりも怖い現実も存在する。住宅ローンを返済中の方や子育て真っ最中の方にとって、そのリスク・障害状態・要介護状態は決して小さくない。遺族のための保障に加え、生きるために保障をプラスする意義は大きい。

住宅ローンを返済中の生命保険設計にあつては、団信の保障内容の理解を避けては通れない。団体信用生命保険(団信)は、債権者である銀行等を保険契約者および保険金受取人、銀行等から融資を受けている債務者(住宅ローン利用者)を被保険者とする保険契約で、保険料は銀行などが負担する(※フラット35などの場合、加入は任意であるが、保険料は金利に含まれる場合もある)。住宅ローン利用者が死亡または所定の高度障害状態になつたとき、生命保険会社が債務残高相当分の保険金を保険金受取人である銀行等に支払い、銀行等はその保険金を債務の返済に充当するため、債務者はその後の返済を免れるというものだ。住宅ローンの利用者に萬がのことが起つても、残された家族は住宅ローンの残債に追われるところなく、家族が安心して住み続けることが出来るといふものだ。

以上のように、高度障害に該当するのは極めて重篤な場合であり、団信で高度障害に該当するためのハーダルはかなり高い。これらに該当しないからといって、仕事や日常生活に支障がない

トがあつた場合等、ある意味では死ぬことよりも怖い現実も存在する。住宅ローンを返済中の方や子育て真っ最中の方にとって、そのリスク・障害状態・要介護状態は決して小さくない。遺族のための保障に加え、生きるために保障をプラスする意義は大きい。

住宅ローンを返済中の生命保険設計にあつては、団信の保障内容の理解を避けては通れない。団体信用生命保険(団信)は、債権者である銀行等を保険契約者および保険金受取人、銀行等から融資を受けている債務者(住宅ローン利用者)を被保険者とする保険契約で、保険料は銀行などが負担する(※フラット35などの場合、加入は任意であるが、保険料は金利に含まれる場合もある)。住宅ローン利用者が死亡または所定の高度障害状態になつたとき、生命保険会社が債務残高相当分の保険金を保険金受取人である銀行等に支払い、銀行等はその保険金を債務の返済に充当するため、債務者はその後の返済を免れるというものだ。住宅ローンの利用者に萬がのことが起つても、残された家族は住宅ローンの残債に追われるところなく、家族が安心して住み続けることが出来るといふものだ。

以上のように、高度障害に該当するのは極めて重篤な場合であり、団信で高度障害に該当するためのハーダルはかなり高い。

大疾病(がん急性心筋梗塞脳卒中)による所定の状態を保障するタイプもある。

高度障害状態と障害等級

わけではないだけに、それなりの保障を確保する必要があるといふものだ。

参考事例

住宅ローンを返済中の方からの、印象的な相談を紹介しよう。

病気が原因で1級の障害者と認定されたので、加入している「一般団信(団体信用生命保険)」の高度障害に該当し、その後の返済はしません。死亡保険金と同額の高度障害保険金が受け取れる。

【高度障害保険金の受取対象となる高度障害状態】

- ・両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ・言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ・中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ・両上肢とも手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失つたもの
- ・両下肢とも足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失つたもの
- ・上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失つたか、またはその用を全く永久に失つたもの
- ・1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失つたもの

のに、高度障害に該当しないのは納得できない!...というものである。「般団信」は、債務者が死亡したが、対象にならなかつたといふものである。最も重い等級なのに、高度障害に該当しないのは納得できない!...というものである。「般団信」は、債務者が死亡したが、対象にならなかつたといふものである。最も重い等級なのに、高度障害に該当するか否かである。障害等級1級といふと、確かに後の返済が不要になるが、この場合のポイントは1級の障害認定が最も重い等級であるし、高度障害に該当すると思うのも理解できる。障害等級1級といふと、確かに最も重い等級であるし、高度障害に該当すると思うのも理解できる話だ。」)」で分かりにくいのは、「身体障害者福祉法における障害等級と「生命保険約款に規定されている「高度障害」の定義とは全く別物であり、本件の場合、1級の障害者であつても、高度障害には該当しなかつたといふことなのである。残念な結果ではあるが……!

来月号は

今月号は、思いのほか長くなつてしまい、中途半端な終わり方なハーダルはかなり高い。

これらに該当しないからと言つて、仕事や日常生活に支障がない